

敦賀市議会基本条例変更事項

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、市民本位の立場に立って、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 自由な討論の場であるとの認識に立って、議員相互の自由な立場での討議を通して論点を明らかにし、意見の相違又は共通点を確認する中で、<u>議会としての意思決定を行うこと。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第4条 1～6 (略)</p> <p>7 議会は、市民に対する議会報告会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市政に対する意見交換を行い、これらの事項に関して市民の意見を聴取して<u>広報広聴</u>の充実を図るものとする。 (政策討論会)</p> <p>第8条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、<u>市民等との政策討論会</u>を開催することができる。 (議会図書室)</p> <p>第11条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の<u>管理及び運営</u>に努めるものとする。 (議会事務局の体制整備)</p> <p>第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び<u>政策立案能力</u>の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の<u>充実</u>に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、市民本位の立場に立って、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 自由な討論の場であるとの認識に立って、議員相互の自由な立場での討議を通して論点を明らかにし、意見の相違又は共通点を確認する中で、<u>最終的に議会として一つの意味に集約すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第4条 1～6 (略)</p> <p>7 議会は、市民に対する議会報告会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市政に対する意見交換を行い、これらの事項に関して市民の意見を聴取して<u>議会審議</u>の充実を図るものとする。 (政策討論会)</p> <p>第8条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催することができる。 (議会図書室)</p> <p>第11条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の<u>充実</u>に努めるものとする。 (議会事務局の体制整備)</p> <p>第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能<u>強化</u>に努めるものとする。</p>